平成25年3月15日 告示第26号

(趣旨)

第1条 この告示は、地震発生時のブロック塀の倒壊等による被害の軽減及び避難路の寸断を防ぐことを目的に、香美市内にあるブロック塀等の撤去等の対策事業(以下「対策事業」という。)を行う者に対して香美市ブロック塀等対策補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、香美市補助金の交付に関する規則(平成18年香美市規則第48号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

- 第2条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のすべてに該当するものとする。
  - (1) 香美市内にあるブロック塀等(地震発生時の緊急輸送道路又は避難路に接したものに限る。) の所有者及び当該所有者と親子関係にある者など市長が特に必要と認めるものであること。
  - (2) 高知県税及び香美市税を滞納していない者であること。

(補助事業)

- 第3条 補助対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助対象者が行う対策事業で、別表 第1に定める補助要件を満たすものとする。
- 2 補助事業のうち、補助目的に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事に係 る経費を補助対象経費から除外する。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助対象となる経費及び補助金額は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、香美市ブロック 塀等対策補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる関係書類を添えて市長に提出しな ければならない。
  - (1) 高知県税及び香美市税を滞納していないことを証明する書類
  - (2) 位置図、配置図、平面図等
  - (3) 対策事業費見積書(内訳が記載されているものに限る。)
  - (4) 別表第2又は別表第3
- 2 申請者は、補助金の受領を補助事業を行う登録工務店(高知県木造住宅耐震化促進事業者登録制度要綱(平成19年4月17日制定)に基づき登録された工務店に限る。)、建設業者(建設業法

(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者に限る。)又は解体工事業者(建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者に限る。)(以下「登録事業者」という。)に委任することができる。この場合において、申請者は、前項の補助金交付申請書に事業実施に係る補助金の代理受領の委任状及び同意書(様式第2号)を添付しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否を 決定し、適当と認めたときは、香美市ブロック塀等対策補助金交付決定通知書(様式第3号)によ り申請者に通知する。ただし、当該申請者が別表第4に掲げるいずれかに該当すると認められる場 合を除く。

(補助内容の変更等)

- 第7条 補助対象者は、前条により交付決定を受けた対策事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ香美市ブロック塀等対策補助事業変更等承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、事業費の30パーセント以内の増減であって、かつ、補助金額に変更を及ぼさない軽微な変更は、この限りでない。
- 2 市長は、前項の申請を受理した場合は、内容を審査の上、香美市ブロック塀等対策補助事業変更 等承認通知書(様式第5号)により補助対象者に通知する。

(実績報告)

- 第8条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、速やかに香美市ブロック塀等対策補助事業実績報告書(様式第6号)に、次の各号に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。
  - (1) 位置図、配置図、平面図等
  - (2) 写真(対策事業の内容が確認できるもの)
  - (3) 領収書等(写し)
- 2 補助対象者が補助金の受領を登録事業者に委任する場合は、前項の実績報告書に補助事業完了明細書(様式第7号)を添付しなければならない。この場合において、前項中、「領収書等(写し)」を「補助事業完了明細書(様式第7号)」と読み替えるものとする。

(補助金の確定)

第9条 市長は、前条の報告があった場合は、当該事業を検査し、又は確認し、適当と認めたときは、 香美市ブロック塀等対策補助金確定額通知書(様式第8号)により補助対象者に通知する。

(補助金の交付請求及び交付)

第10条 補助対象者は、前条の通知を受けたときは、香美市ブロック塀等対策補助金交付請求書(様式第9号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

- 2 補助対象者が、前項の補助金の交付を請求するに当たり、その受領を登録事業者に委任する場合は、補助金交付請求書に、確定通知を受けた補助金の代理受領に係る委任状(様式第10号)を添付しなければならない。
- 3 市長は、第1項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助 金を交付する。

(補助金の交付決定の取消し)

- 第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部 又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
  - (3) 補助事業の実施方法が不適当と認められるとき。
  - (4) 補助事業者(又は間接補助事業者)が別表第4に掲げるいずれかに該当すると認められるとき。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この告示に基づく命令に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、香美市ブロック塀等対策補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により補助事業者に通知する。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、既に交付した補助金の全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

(調香等)

第13条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、 書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(情報公開等)

第14条 市長は、補助事業又は補助事業者に関して、香美市情報公開条例(平成18年香美市条例 第13号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条に規定する非開示項目以外の項目は、 開示するものとする。

(書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(補則)

第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年3月15日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに決定がなされた補助金については、同日後も、なおその効力を有する。

附 則(平成27年2月12日告示第17号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月25日告示第39号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月21日告示第33号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年5月9日告示第92号)

この告示は、平成30年5月9日から施行する。

附 則(令和元年5月24日告示第14号)

この告示は、令和元年5月24日から施行する。

附 則(令和6年4月1日告示第71号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第3条、第4条関係)

補助事業名	ブロック塀等対策推進事業			
補助対象経費	緊急輸送道路又は避難路に面している危険性の高い既存コンクリートブロッ			
	ク塀等(注1)の所有者が登録事業者に依頼して行った当該塀の撤去及びそれ			
	に代わる安全な塀等の設置に要する経費			
	407,000円/件			
	安全対策に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を			
	分離して算定し補助対象経費から除外する。			
補助要件	市内にある危険性が高いコンクリートブロック塀等の安全対策を行うもの			
補助金額	定額(補助限度額):407,000円			
	補助対象経費は1メートルあたり80,000円を上限とし、407,00			
	0 円に満たない場合は、その額とする。			
	補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。			

(注1) 「危険性の高い既存コンクリートブロック塀等」とは、補強コンクリートブロック塀にお

いては別表第2、組積造の塀においては別表第3に従い点検した結果、安全対策が必要と評価されたものをいう。

別表第2(第5条関係) 補強コンクリートブロック塀の点検表

	点検項目	点検内容	チェック欄			
1	高さ	2. 2mを超えている	2 2 1614			
2	壁の厚さ					
	高さ2m以下で10cm未満					
3	鉄筋	壁頂、基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ				
		 径 9 mm以上の鉄筋が入っていない				
		壁内に径9mm以上の鉄筋が縦横80cm以内で入っていない				
4	控壁	3. 4m以内ごとに、鉄筋が入った控壁が塀の高さの1/5以上				
	(高さが 1.	突出していない				
	2mを超える					
	塀の場合)					
5	基礎	丈が35cm以上で根入れ深さが30cm以上の鉄筋コンクリート				
		造の基礎がない				
6	傾き、ひび割	全体的に傾いている。又は1mm以上のひび割れがある				
	れ					
7	その他	既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説				
		((一社)日本建築防災協会)により計算した結果、危険であ				
		ると判断された				
評価		7項目のうち、1つでも当てはまれば、コンクリートブロック場	昇の安全対策が			
		必要です				
位置		緊急輸送道路又は避難路に面している				

別表第3 (第5条関係) 組積造の塀の点検表

19 12 17 19	774470 (2007) 西原是5月5州6州				
	点検項目	点検内容	チェック欄		
1	高さ	1. 2mを超えている			
2	壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1/10未			
		満			
3	控壁	4m以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの1. 5倍以			
		上突出している、又は壁の厚さが必要寸法の1. 5倍未満			
4	基礎	根入れ深さが20cm未満			

5	傾き、ひび割 れ	全体的に傾いている。又は1mm以上のひび割れがある	
6	その他	既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説 ((一社)日本建築防災協会)により計算した結果、危険であると判断された	
評価		6項目のうち、1つでも当てはまれば組積造の塀の安全対策が必	必要です
位置		緊急輸送道路又は避難路に面している	

## 別表第4(第6条、第11条関係)

- (1) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。) 第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に 規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問 その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執 行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の 団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。) が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、 又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に 損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

郵便番号 住 所 名 氏 名 電話番号

### 香美市ブロック塀等対策補助金交付申請書

香美市ブロック塀等対策補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

この申請書及び添付書類に記載した内容を、個人が特定出来ない範囲内で耐震対策関連事業の普及及び啓発目的で利用することに同意します。

記

所在地	香美市			
着手予定日		年	月	目
完了予定日		年	月	日
対策事業費 (見積額)				円
補助金交付申請額				円
対策事業の内容				

### 添付書類

- (1) 高知県税及び香美市税を滞納していないことを証明する書類
- (2) 位置図、配置図、平面図等
- (3) 対策事業費見積書(内訳が記載されているものに限る。)
- (4) 別表第2又は別表第3

郵便番号 住 所 事請者 氏 名 電話番号

事業実施に係る補助金の代理受領の委任状及び同意書

補助事業を実施するに当たり、補助金の受領を下記の登録事業者に委任します。

記

### 登録事業者

所在地	
会社名	
代表者名	(ii)

私は、香美市ブロック塀等対策補助金交付要綱第5条第2項に基づく補助金の代理受領の委任 を受けることに同意します。

 第
 号

 年
 月

 日

様

香美市長 印

香美市ブロック塀等対策補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました香美市ブロック塀等対策補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、香美市ブロック塀等対策補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定金額

金

円

## 2 交付条件

- (1) この補助金は、申請事業以外に使用してはならない。
- (2) 香美市ブロック塀等対策補助金交付要綱を遵守すること。
- (3) この交付条件に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- (4) この補助金については、本市職員が調査し、又は監査委員が監査することがある。

年 月 日

香美市長 様

住 所申請者 氏 名電話番号

香美市ブロック塀等対策補助事業変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた香美市ブロック塀等対策補助金について、下記のとおり事業内容の(変更・中止)をしたいので、香美市ブロック塀等対策補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

(変更・中止の内容、理由)

様式第5号(第7条関係)

第 号年 月 日

様

香美市長 即

香美市ブロック塀等対策補助事業変更等承認通知書

年 月 日付けで変更申請のありました香美市ブロック塀等対策補助金については、下記のとおり変更することに決定しましたので、香美市ブロック塀等対策補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

(変更・中止の内容、理由)

住 所申請者 氏 名電話番号

## 香美市ブロック塀等対策補助事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により(交付決定・変更承認)を受けた香美市ブロック塀等対策補助金について、補助事業が完了したので、香美市ブロック塀等対策補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 2 事業完了年月日 年 月 日
- 3 添付書類
  - (1) 位置図、配置図、平面図等
  - (2) 写真(対策事業の内容が確認できるもの)
  - (3) 領収書等(写し)

年 月 日

香美市長 様

住 所 申請者 代 茗 電話番号

# 補助事業完了明細書

補助金額が確定した後、補助事業に要した費用から補助金額を差し引いた金額を下記の登録事業者へ支払います。

記

## 登録事業者

所在地	
会社名	
代表者名	

# 明細書

実績額	円
補助金額	円
登録事業者への支払額	円

様式第8号(第9条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

香美市長 印

### 香美市ブロック塀等対策補助金確定額通知書

年 月 日付けで実績報告のありました香美市ブロック塀等対策補助事業については、下記のとおり補助金の額を確定したので、香美市ブロック塀等対策補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 対策事業費 金 円

2 補助金確定額 金 円

様式第9号(第10条関係)

年 月 日

香美市長 様

住 所 申請者 氏 名 ® 電話番号

### 香美市ブロック塀等対策補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知を受けた香美市ブロック塀等対策 補助金について、香美市ブロック塀等対策補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下 記のとおり請求します。

記

補助金交付請求金額 金 円

 住
 所

 申請者
 式
 \*\*\*/\*

 電話番号

(9)

確定通知を受けた補助金の代理受領に係る委任状

	年	月	日付け	第 号で確定通知を受けた香美市ブロック塀等
対策補助金	金(金			円)に係る受領について、下記の者に委任します。

訂

委任者 住所

氏名

上記金額については、下記の口座に振り込んでください。

年 月 日

 登録事業者
 住所

 氏名
 ⑩

	ふりがな		
	口 座 名 義		
0 0 1	金融機関	銀行	支店
2	金融機関	農協	支所
3	口座の種類及び番号	普通 • 当座	No.

様式第11号(第11条関係)

第号年月日

様

香美市長 即

香美市ブロック塀等対策補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した香美市ブロック塀等対策補助金について、下記の理由により交付決定を取り消しましたので、香美市ブロック塀等対策補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

取消しの理由

- 様式第1号(第5条関係)
- 様式第2号(第5条関係)
- 様式第3号(第6条関係)
- 様式第4号(第7条関係)
- 様式第5号(第7条関係)
- 様式第6号(第8条関係)
- 様式第7号(第8条関係)
- 様式第8号(第9条関係)
- 様式第9号(第10条関係)
- 様式第10号(第10条関係)
- 様式第11号(第11条関係)